

インドにおける製造業に対する 税制上の優遇措置

税理士法人トーマツ パートナー 林 博之
税理士法人トーマツ シニアマネジャー Sharad Goyal
税理士法人トーマツ シニアアソシエイト Himanshu Kapoor

インドのモディ首相が2014年9月に海外からの投資促進と、インドを世界の生産基地にすることを目指し、『メイク・イン・インド』(つまり、インドで作る)というキャンペーンを開催した。

インドの新政府がインドで生産基地の設立等を簡素化するために様々なアクションを起こしているが、その中で外国投資家にとっては製造業に与えられている税制上の優遇措置について理解しておく必要があると考えられる。これらの税制上の優遇措置の知識は、全体の利益に貢献するだけでなく、実際の投資を効率化させるためにも役立つと考えられる。

インドにおける税制上の優遇措置は、特定のインダストリーへの投資、経済的な成長が遅れている地域の発展や輸出の促進を図ることを目的に構成されている。上記を踏まえて、インドにおける製造業への税制上の優遇措置は以下の3種類に分ける事が出来る。

- ① 所在地に基づくもの
- ② 活動に基づくもの
- ③ 投資に基づくもの

これらの優遇措置は、製造を行っていれば自動的に受けられるものではなく、受けるために手続等を実行する必要がある。これらの特典を受取るための手続は納税者の負担をあまり増やさないものである。なお、以下では、優遇措置を受取るための手続等について記載しないこととする。

- ① 所在地に基づくもの
 - 経済特別区(SEZ): 経済特別区(Special Economic Zones)とは、輸出・雇用振興を目的に、免税などの各種優遇措置を適用する「みなし外国地域」のことを指す。SEZはインドの様々な都市に所在する。SEZ内で製造を行っている企業は、製造活動または役務提供開始から最初の5年間は100%免税、続く5年間は50%免税となる。収益を再投資することを条件に、さらに5年間の50%免税とされる。しかし、100%または50%の免税を受けられている時でも、最低代替税(会計上の利益に対して18.5%にサーチャージと教育目的税)は適用される。
 - インド北東部にある事業・製造施設: インド北東部の産業化を目的に、インド北東部において事業・製造施設を設立することによって税務上のベネフィットを享受できる。現時点で公告されている州は、アルナチャール・プラディーシュ州、アッサム州、マニプル州、メーガーラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州、シッキム州、トリプラ州である。これらの州において製造施設を設立して事業を開始した場合、最初の10年間は100%免税を受けられる。ただし、免税を受取るために適格な事業または生産に従事する必要がある。また、製造活動は2017年4月1日より前に開始されなければならない。

② 活動に基づくもの

- インフラ施設:事業開始から20年間のうち、連続する10年間100%の所得控除を受けられる。この規定は、インドにおいてインフラ開発、インフラ施設の運営・保守に従事するインド企業にのみ適用される。インフラ施設とは、とりわけ、有料道路、橋梁鉄道、高速道路、上水道、浄水場、下水道、ごみ処理施設等を指す。
- 発電・送配電:プロジェクト開始から15年のうち、連続する10年間100%の所得控除を受けられる。適用を受けるための要件としては、2017年4月1日より前に事業を開始しなければならない。事業開始から15年のうち、10年間の期間を納税者が選択できるようになっている。
- 食品加工施設:事業開始から最初の5年間は100%免税、続く5年間は30%免税を受けられる。これは、食品の加工、貯蔵や包装、あるいは、穀物の貯蔵、物流に従事している企業にのみ適用される。
- 生物分解性廃棄物の事業:事業開始から最初の5年間は100%免税を受けられる。この規定は、生物分解性廃棄物を発電あるいは生物肥料の生産等に使用する事業に適用される。
- R&D活動:インドにおけるR&D活動の促進を目標に、インド政府は社内R&D施設(土地と建物以外)への経費の200%まで所得控除を認めている。例えば、社内R&D施設への経費が100ルピーとすると、200ルピーまで(200%)所得控除を受けることが可能となっている。この規定は、製造や生産に従事する企業またはバイオテクノロジー事業を行う企業に適用される。また、2017年3月31日までの社内R&D施設に対して発生した費用に適用がある。

③ 投資に基づくもの

- 新規労働者雇用に係る費用:労働者の新規雇用における賃金・給料(賃金・給与の支出に加えて)の30%相当を3年間追加控除が認められている。
- 資産の支出額に対する投資控除:事業者である納税者が取得した資産に関連して発生した費用は以下のように償却として認められている。

- (ア) 資産の実際の支出額の15%を普通償却として控除可能
- (イ) 新規で取得・据付した資産について、実際の支出額の20%を据付した初年度に20%追加特別償却として控除可能
- (ウ) 投資額が2億5千万ルピー超である場合、各年度において取得・据付した新規資産の実際の支出額の15%を特別償却として控除可能(2017年3月31までに取得・据付した資産についてのみ適用)

上記を踏まえて、資産を取得・据付した初年度においては、資産の支出額の50%を特別償却として控除可能である。さらにその翌年度以降は15%で特別償却として控除可能である。

- 特定事業に係る投資:特定事業で発生した資本的支出額の100%あるいは150%の特別償却できる。この規定は、次のような特定事業において発生している支出額の場合のみ適用できる。

特定事業:ホテル、病院の建設・経営、住宅開発、肥料の生産、スラリーパイプラインの設置・運営等

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。